

古賀市分別収集計画

令和元年6月19日

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済やライフスタイルを見直し、廃棄物の循環型社会を形成していくことが必要である。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

古賀市では、『第2次古賀市環境基本計画』の目標に「ごみの減量、資源の循環を進め、循環型のまちをめざします！」をキーワードに掲げ、より一層の廃棄物の減量とリサイクルを推進していくものである。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、廃棄物の減量と再商品化を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確し、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって廃棄物の減量や資源の有効利用を図り、循環型社会の形成を推進するものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 廃棄物の排出抑制とリサイクルを主とした循環型社会の構築
- (2) 廃棄物の適正処理の推進による、地域環境の保全
- (3) 市民、事業者、市の協働による循環を基調としたまちづくり

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

- 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）
排出される容器包装廃棄物の見込みは表1のとおりとする。

表1 容器包装廃棄物の排出量の見込み

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	3,546 t	3,553 t	3,561 t	3,568 t	3,576 t

- 6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）
排出される容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策は、表2に示すとおりである。

表2 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策

施策名	具体的内容
古賀市まちづくり出前講座	ごみ問題について、市民の理解と関心を得ることを目的に、自治会等の団体からの注文に応じてごみ減量、分別収集についての出張講座を実施する。
マイバッグキャンペーン	まつり古賀等のイベント時に、マイバッグを配布し、レジ袋削減運動を実施する。
ごみ減量に関する普及・啓発	広報や各種イベント等の活用、啓発パンフレットの作成等により、ごみ減量・リサイクルについての情報発信を行う。
古紙類集団回収奨励金交付制度	古紙類等の集団回収を行う団体に対して回収量に応じた奨励金を交付することにより、市民団体等の資源回収活動によるごみ減量化・リサイクルが促進されるよう支援を行う。
古紙類回収拠点事業	市内4箇所に倉庫を設置し、古紙類の無人回収を行う。
生ごみ処理機器購入費補助制度	家庭の生ごみたい肥化によるごみ減量を目的に、生ごみ処理機器購入費の一部補助による支援を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を表3左欄のように定める。段ボールについては、市民団体等による集団回収を推進する。

また、市民の協力度、収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、表3右欄のとおりとする。

なお、分別収集時には、ガラス、蛍光管、乾電池、金物、陶磁器等の不燃ごみを併せて収集するものとする。

表3 分別収集する容器包装廃棄物の種類及び分別の区分

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	飲料缶
主として ガラス製の容器 <ul style="list-style-type: none"> — 無色のガラス製容器 — 茶色のガラス製容器 — その他のガラス製容器 	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	ダンボール
主として紙製容器包装であって上記以外のもの	雑がみ類
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装 梱包材

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

本計画における分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは表4のとおりとする。

表4 特定分別基準適合物及び主務省令で定める物の量の見込み

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	2 t		2 t		2 t		2 t		2 t	
主としてアルミ製の容器	5 t		5 t		5 t		5 t		5 t	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	107 t		107 t		108 t		108 t		108 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0t	107 t	0t	107 t	0t	108 t	0t	108 t	0t	108 t
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	57 t		57 t		57 t		57 t		57 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0t	57 t	0t	57 t	0t	57 t	0t	57 t	0t	57 t
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	45 t		45 t		45 t		45 t		45 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	45 t	0t	45 t	0t	45 t	0t	45 t	0t	45 t	0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	11 t		11 t		11 t		11 t		11 t	
主として段ボール製の容器	31 t		31 t		31 t		31 t		31 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
		1 t		1 t		1 t		1 t		1 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	55 t		55 t		55 t		55 t		56 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	55 t	0 t	55 t	0 t	55 t	0 t	55 t	0 t	56 t	0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	100 t		100 t		101 t		101 t		101 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	100 t	0 t	100 t	0 t	101 t	0 t	101 t	0 t	101 t	0 t
(うち白色トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0t		0t		0t		0t		0t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0t	0 t	0t	0 t	0t	0 t	0t	0 t	0t	0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
100.40%	100.21%	100.21%	100.21%	100.21%
60,722人	60,850人	60,978人	61,105人	61,233人

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

排出される容器包装廃棄物に関して、市民による収集作業の後、分別収集の各段階の作業を実施する者（主体）は、表5のとおりとする。

表5 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	回収・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	飲料缶	市による定期回収	一部事務組合
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん	市による定期回収	
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期回収、 公共施設拠点回収	
	段ボール	ダンボール	民間業者	
	その他の紙製容器 包装	雑がみ類		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期回収、 公共施設拠点回収	
	その他のプラスチック製容器包装	梱包材	市による定期回収	
		プラスチック製容器包装	市による定期回収 公共施設拠点回収	

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集はステーション方式にて行い、収集容器、収集運搬に係る収集車、中間処理を行う施設の種類の種類は表6のとおりとする。

表6 分別収集の用に供する施設の整備概要

分別収集する 容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	飲料缶	袋	箱型車	リサイクルプラザ (選別・圧縮梱包 施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん	コンテナ	箱型車	
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	コンテナ	平ボディ車	
段ボール	ダンボール	縛る	平ボディ車	現状のまま回収 業者に引き渡し
ペットボトル	ペットボト ル	袋	箱型車	リサイクルプラザ (選別・圧縮梱包 施設)
その他のプラスチック 製容器包装	梱包材	袋	箱型車	
	プラスチッ ク製容器包 装	袋	箱型車	

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- (1) 育成会、PTCA等の市民団体による集団回収をさらに推進するため、奨励金の交付、優良団体の各種表彰制度への推薦等を行う。
- (2) 学校教育や社会教育の場で、廃棄物の減量とリサイクル推進の啓発を行う。
- (3) 廃棄物の減量化・資源化に関する独自の取組みや市民への働きかけ等を積極的に行う優良事業所を表彰し、その活動を推進する。